

## 意見整理台帳（パブリックコメント、議会等からの意見）

○ 意見募集期間 平成30年11月17日から平成30年12月17日まで（市議会は、12月25日まで）

○ 提出された意見の概要

- ・意見項目数 82件
- ・内容別の内訳

○ 意見の反映状況

反映区分	件数
A 計画に反映させたもの	13
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	3
C 今後の取組において参考にするもの	27
D 計画に反映できないもの	0
E その他(感想・質問)	39
計	82

### 地震等災害対策計画

意見整理番号	改訂計画該当箇所	意見の趣旨	反映区分	市の考え方等
1	第2章 第7節、 第3章 第23節、第6 章第17節	<p>地震災害対策計画について 秦野市の「地域防災計画（地震災害対策計画）」は、災害対策基本法に基づき、昭和40年5月に「秦野市地域防災計画」を策定したとのことですが、その時点では国または県から提供のモデル計画書に基づき定めたものと考えます。また、本計画書の見直し・改正は、法・組織・簡易な変更毎に改正したものとして今般も改正に至ったものと推測します。従って、これまでに具現化できていないものもあり本内容が改正されても具体的に行動できるものとして徹底できるまでには、市の中にあるとは考え難いと考えます。特に、以下に記す各章の計画は、私達の身近な自主防災会での地域防災体制の整備計画等で素晴らしい内容であると考えますが、一般市民感覚としてその内容に則った行動を的確に実行できるか疑問でもあります。本計画書全般についての市職員の具体的な各種行動基準については、しっかり末端まで教育がなされていると考えてますが、有事の際には市との重要な接点となりその多くの任務を果たさなければならない自主防災組織に対しては具体的に行動できる分り</p>	C	<p>現在本市では、242の自主防災会を組織し、自主防災会に対し、資機材の補助を実施しており、また、新任の防災指導員等の自主防災会の役員向けに、防災訓練の前に防災指導員等研修会及び防災訓練事前訓練を実施するとともに、毎年3月に防災講演会等を実施するなど、防災教育を行っているところです。引き続き、研修会、訓練等を通して防災に関する普及・啓発を実施していく予定です。自主防災会に対し、具体的に行動できる分かりやすい要領書を作成して教育の徹底を図る必要があるとのことですが、御意見を参考にさせていただき、今後引き続き検討していきます。</p>

		<p>やすい要領書を作成して教育の徹底をする必要があると考えます。制定から半世紀を過ぎても自治会を中心とする自主防災会の地震時の活動が具体的に周知徹底されていない現実を重く感じています。この原因は市の教宣不足にあるのか自主防災側の体制にあるのか判断としませんが、市としては何らかの方法で第23節 自主防災会等活動計画を柱とした行動基準・要領書を自主防災会等（自治会）へ示し毎年教育し継承する必要があると考えます。</p> <p>これにより、本地域防災計画の実行は格段の進歩が得られると考えてます。</p> <p>第2章 災害への事前対策計画 第7節 地域防災体制の整備計画・・・地－29</p> <p>1 市民等の責務・・・地－29 2 自主防災組織の育成指導・・・地－30 3 自主防災組織の編成基準・・・地－30 4 自主防災組織の活動基準・・・地－30</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第23節 自主防災会等活動計画・・・地－97</p> <p>1 自主防災会等の活動範囲・・・地－97 2 市長が行う活動要請の手続・・・地－97 3 活動の内容と事後の措置・・・地－97 4 自主防災会等の災害時の活動・・・地－98 5 損害補償・・・地－99</p> <p>第6章 地震防災強化計画 第17節 地域防災体制の整備推進・・・地－166</p> <p>1 自主防災組織の育成指導・・・地－166</p> <p>付記：風水害対策編についても同様なことが言えるのではないのでしょうか。</p>		
2	第3章第4節、第23節	<p>連絡ルート（一般住民、自主防災会等から）について ページ地-50 被害の報告は地区配備隊 ページ地-98 (1) 自ら計画し、活動する範囲では、市災害対策本部となっているので、⇒地区配備隊又は市災害対策本部に統一すべきであろう。 他のページにもありそうですが。</p>	E	<p>「一般市民、自主防災会等からの情報は、地区配備隊に提供することとなっているが、地区配備隊だけではなく、災害対策本部に統一するべき。」との意見ですが、災害対策本部が設置する規模の災害になると、災害対策本部では、地区配備隊から上がってくる各地区の膨大な被害情報等を集約し、整理し、市の対応について決定しなければならないうえに、国、県、自衛隊、警察、各自治体、各関係組織等との連絡調整する必要があること、また、被災した経験がないため、被災した経験がある自治体等からの応援を受け入れる必要があるため、経験したことのないような混乱が想定されます。</p> <p>そのため、各地域の被害情報については、地区配備隊に集約し、災害対策本部へ伝達することとしておりますので、災害時に正確な情報を迅速に収集するためにも御協力よろしくお願ひいたします。</p>

3		資料について 各章の末尾に資料と記載があるが、 内容理解が半減するので資料編と して添付（又はデジタル情報であ ればリンク）して欲しい。 各所との協定書等は添付の必要は ないと考えますが、各種様式（例 えば避難所関係の有事の際に提出 する様式等）は本計画書資料とし て添付する必要があるのではない でしょうか。	E	今年度、地域防災計画と併せて資料編も修正する予定 ですので、地域防災計画の改訂と併せて防災会議にお いて、修正次第、ホームページにて公開する予定で す。
4		その他 秦野市地域防災計画（地震災害対 策・風水害等災害計画）修正素案 （PDF/8MB） 日付 2018年11月16日 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000002928/simple/261017tiikibousai_all.pdf">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000002928/simple/261017tiikibousai_all.pdf</a> は 目次と本文のページが異なる 例えば 第23節 目次では 地-98 であるが 上記本文で は 地-96	E	御指摘いただき、確認しましたが、HP上特に誤りは ありませんでした。
5	第3章 第13節	地-73-4、風69-4におい て、一次仮置場の名称の中で、 （仮称）羽根スポーツ広場 （23,000㎡）は、平成33年度末 まで民間事業者に貸付のため、平 成34年度から位置付け予定 と修正案が提示されているが、民 間事業者に貸付中であるため、貸 付終了まで記載すべきではないと 考えます。	E	貸付中の期間であっても、民間事業者との協定の中 で、仮置き場としての利用を担保しているため、改訂 案のままとします。
6	地：第3 章第30 節、風： 第3章第 25節	地-113、風-100におい て、 「ただし、風水害は、市域全域で はなく局地的に発生することが予 測されるため、災害対策本部が、 社協をはじめとする関係機関と協 議のうえ、必要と判断した場合 に、災害ボランティアセンターの 設置を要請するものとします。」 を「ただし、風水害時等に、被害 が局地的に発生した場合、災害対 策本部が、社協をはじめとする関 係機関と協議のうえ、必要と判断 した場合に、災害ボランティアセ ンターの設置を要請するものとし ます。」としてはどうか。	A	意見のとおり修正
7	地：第3 章第30 節、風： 第3章第 25節	「はだの災害ボランティアネット ワークと連携し、保健福祉セン ターに災害ボランティアセンター を設置し、大根公民館及び西公民 館を活動拠点とします。」と記載 があるが、市民の災害ボランティ ア組織は他にも存在しているの で、一組織を公的資料に記載され ているのは、組織間に問題を生じ させるのではないのでしょうか。	E	「はだの災害ボランティアネットワーク」は、本市の 防災会議の構成員であり、また、ボランティアセン ターを設置する主体である秦野市社会福祉協議会と災 害時の協定を締結する準備を進めております。 そのため、改訂案のままとします。 いただいたご意見を参考に、状況をみながら随時検討 していきます。

8	第1章 第6節	地-16 市内の断層帯記述の中で、神縄・国府津-松田断層帯は、地震調査委員会の新しい発表では、塩沢断層帯・平山-松田北断層帯・国府津-松田断層帯に変更されています。御確認ください。	C	地域防災計画の資料は、平成9～年度10年度に神奈川県が実施した調査を資料としております。改訂に係り、神奈川県に照会したところ、「神縄・国府津-松田断層帯」を「国府津-松田断層帯」に変更した方が良いといった意見をいただいているため、「国府津-松田断層帯」に更新します。
9	第2章 第1節	地-18 無電柱化を行う際は、浸水の恐れのある地域では避けていただきたい。	C	現在、緊急輸送路、市優先確保路線等を優先的に無電柱化を進めており、市道6号線を整備している最中です。今後、浸水の恐れのある地域を整備する際には、関係部署と連携を密に取りながら、実施していく予定です。
10	第2章 第2節	地-20、風-12 4 都市施設の整備 (1) 公共施設の整備 の中で、「住民、児童、生徒等の安全を確保し、」と記載があるが、「住民、幼児、児童、生徒等の安全を確保し、」という記述の方がより適切ではないでしょうか。	A	意見のとおり修正
11	第2章 第3節	地-21 1 道路網の整備 電線共同溝の整備については、浸水想定区域を考慮して実施してください。	C	現在、緊急輸送路、市優先確保路線等を優先的に無電柱化を進めており、市道6号線を整備している最中です。今後、浸水の恐れのある地域を整備する際には、関係部署と連携を密に取りながら、実施していく予定です。
12	第2章 第3節	地-22 5 消防施設の整備 (1) 消防機動力の強化 市内各自治会へのスタンドパイプ収納箱の設置を進めることをお願いいたします。	E	防災課及び消防部局においても設置の予定はありません。各自主防災会において設置を希望する際には、自主防災組織活性化事業補助金を活用していただくようお願いいたします。
13	第2章 第4節	地-24 4 防災パトロールの強化 (2) 実施の内容 調査内容のホームページ等による市民への公表を追加します。を追加していただきたい。	C	現在、急傾斜地法による指定区域については、年1回平塚土木事務所職員、警察、関係部局等と調査を実施しております。関係機関、関係部局との調整を含め、検討していきます。
14	第2章 第5節	地-26 火災予防対策指導計画 (7) 応急手当普及員の削除を取り消していただき、現状どおり継続をお願いいたします。	E	担当課に確認したところ、応急手当普及員の事業自体は現在も継続して実施しているのですが、この計画に載せていること自体が誤りだったため、削除するものです。
15	第2章 第6節	地-28 非常用電源設備の整備 整備の中に発電機の台数を現状では不足しているため増やす計画を具体的に立てていただきたい。また、避難所での太陽光発電・蓄電を取り入れていただきたい。	C	第一次避難所となる小・中学校においては、学校設備として整備したLPガスを使用した発電機を整備しております。また、太陽光発電・蓄電については、鶴巻小学校及び北小学校の体育館内で太陽光発電した電力を使用できるようになっています。発電機の整備については、避難所環境整備の一環として状況を考慮し、計画的に整備すること、避難所での太陽光発電については、担当部局と調整をしながら、状況を把握しながら検討していきます。
16	第2章 第7節	地-30 2 自主防災組織の育成指導 (1) 市の役割 カ 防災リーダーの育成に関する内容を追加していただきたい。	A	意見のとおり修正

17	第2章 第7節	地-31 4 自主防災組織の活動基準 (1) 平常時の活動 ウ 避難行動要支援者対策 そのために市は、要配慮者及び避難行動要支援者名簿等の提供を行います。 を追加していただきたい。	A	意見のとおり修正 ただし、要配慮者情報については、災害時に提供することとなっているので、「そのために市は、関係機関に対し、避難行動要支援者名簿の提供等を行います。」と追加します。
18	地第2章 第11節 風第2章 第9節	地-37、風-25 2 避難行動要支援者名簿の作成 (2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法のキの項目の中に事前に支援する自治会会員・自主防災会会員への提供の可否を問うて自治会会員・自主防災会会員に事前に配布できるようにしてください。	A	意見のとおり修正。 ただし、意見のように「会員」という表現であると自治会会員・自主防災会会員全てが情報把握できることとなってしまう、個人情報の管理の徹底が難しくなるため、名簿の提供は、「組長・班長」までとすることとします。 そのため、次のとおり修正します。 3 避難行動要支援者名簿の提供 (1) 避難支援等関係者 ア 自治会・自主防災会(組長・班長等) ←追加
19	第3章 第1節	地-41 秦野市災害対策本部の組織図 新しい組織名に変更してください。 組織図において来年度の危機管理監の廃止による変更をしてください。	C	秦野市事務分掌等に関する規則の施行が、まだ改正されていないため、また、計画改訂時期が1月29日を予定しているため、次回の計画改訂時に変更します。
20	第3章 第2節	地-43 配備基準 新しい組織名に組織変更してください。	C	秦野市事務分掌等に関する規則の施行が、まだ改正されていないため、また、計画改訂時期が1月29日を予定しているため、次回の計画改訂時に変更します。
21	第3章 第2節	地-44 3 職員の動員 (職員の参集時の留意事項) その他、水・食料(最低3日分、できれば1週間分)、リュックサックを追加する、トランジスタラジオを携帯ラジオに変更してください。	A	意見のとおり修正 ただし、自宅では一週間分以上の備蓄としますが、参集時は最低3日分とします。
22	第3章 第5節	地-53、風-49 3 周知する事項 (2) は、災害時の情報であって、被害情報とは違うと思うのですが、被害情報も周知する必要があるので追加してください。	A	意見のとおり修正。 「災害情報」を「災害情報・被害情報」とすることとします。
23	第3章 第6節	地-56、風-53、54 2 避難の方法 (1) 避難の準備 エ トランジスタラジオを携帯ラジオに変更してください。 電池を追加してください。 キ 消防計画に防災計画を追加してください。 ク 保育所・園、幼稚園、こども園を追加してください。 (3) 避難の方法 ア 事前の避難 (ウ) 計画避難 次の文言を前文に追加してください。 「避難行動要支援者等は、あらかじめ・・・」	A	意見のとおり修正 ただし、ア 事前の避難については、避難の方法の説明のため、対象者は記載しません。

24	第3章 第6節	地-57 2 避難の方法 イ 緊急避難 (ア)「・・・避難させる場合」 の後に追加をお願いします。 「は、災害の発生している場所から遠ざかる方向もしくは上層階に避難させる。」 3 避難場所の指定 (3) 広域避難場所 イ 広域避難場所の開設 (ア) 前文に追加をお願いします。 「避難者の安全確保並びに」	A	意見のとおり修正。 ただし、2 避難の方法イ緊急避難への追加については、地震時には、垂直避難をすることが余震等で危険になる可能性があるため、追加しません。
25	第3章 第6節	地-58、59 5 避難所の開設等 (1) 避難所の開設 前文に追加してください。 「震度5弱以上の・・・」 (2) 避難所運営従事者の執務要領 オに追加をお願いします。 「・・・食事のみをとりに来ている在宅避難者等に」	A	意見のとおり修正。 ただし、オの追加については、「被災者等」を「在宅避難者、車中泊避難者等の被災者」に変更します。
26	第3章 第6節	地-59 5 避難所の開設等 (5) その他 前文に次の文言を追加してください。 「 <u>第一次・第二次避難所</u> が不足する場合は、」	A	意見のとおり修正
27	第3章 第6節	地-60 6 避難所の環境整備 (4) ペット対策 追加をお願いします。 「人とペットの防災ハンドブック」を参考にして、ペットが避難所生活に支障のないように、食餌・水・キャリーバック・しつけ等の準備を行い、避難所では、避難所運営を行い・・・」	E	人とペットの防災ハンドブックに同様の記載があるため、改訂案のままとします。
28	第3章 第7節	地-61 4 米の炊き出し (2) 炊き出しのための施設は、市内の小・中学校を利用します。とありますが、調理場と明記してください。	E	炊出しは、調理場の施設が必ず使用できるわけではないので、改訂案のままとします。
29	第3章 第8節	地-62 5 救援物資の扱い 「救援物資は、カルチャーパーク総合体育館に集積し、」とありますが、総合体育館は、避難場所に指定されているうえに、建物内での荷降ろしのための荷役機械が備えられていないように思われます。今までの災害事例の多くで、救援物資の受入れでは、大混乱を生じた報告寄せられているようですが、それに対応した荷役機械、受入れ場所、人員等の備えを考慮されるべきではないでしょうか。	C	御意見のとおり、現計画の総合体育館には、フォークリフト等が入ることができないので、場所の変更も含め、現在検討中です。

30	第3章 第8節	地-63 資料の中に、物資の輸送に関わる業者・組合との協定者がいないようですが、協定を結ばれるのですか。	C	現在、神奈川県トラック協会と災害時の輸送に関する協定を締結しており、総合防災訓練への参加、熊本地震の際の輸送を依頼した経過がある等、協力関係を構築しています。 ただし、物資の輸送に関して、今後民間業者と災害協定を締結し、災害時の物資輸送の協力関係を強化していく予定です。
31	第3章 第9節	地-65 3 下水道計画 前文に追加をお願いします。 「下水道管理者等は、震度5弱以上の災害が発生した場合においては、直ちに全市民に対して下水道の使用を控えるように広報をし、下水道施設を・・・措置を講じます。調査の結果支障のない地域については、使用可能である旨を広報をします。	C	秦野市上下水道業務継続計画（BCP）に基づき、下水道施設の耐震化を進めており、災害時には上下水道局が広報を実施します。 災害時には、原則、大きな施設から被害状況の調査等を実施し、使用できる施設は使用することとなっておりますが、調査の結果により使用できない施設については、使用を控える広報を実施します。 そのため、現計画のままとします。 対応については、引き続き検討していきます。
32	第3章 第9節	地-66 4 広報 次の文言を追加をお願いします。 上・下水道管理者は、震度5弱以上の災害が発生した場合においては、直ちに全市民に対して下水道の使用を差し控えるように広報をし、施設の被害状況・・・。調査の結果、支障のない地域については、使用可能である旨を広報をします。	C	秦野市上下水道業務継続計画（BCP）に基づき、下水道施設の耐震化を進めており、災害時には上下水道局が広報を実施します。 災害時には、原則、大きな施設から被害状況の調査等を実施し、使用できる施設は使用することとなっておりますが、調査の結果により使用できない施設については、使用を控える広報を実施します。 そのため、現計画のままとします。 対応については、引き続き検討していきます。
33	第3章 第10節	地-68 3 賃貸住宅等の活用 追加してください。 民間の一般住宅の空き家等を活用して借り上げあっせん及び情報提供してください。	C	一般住宅の空き家を仮設住宅として活用することについては、所有者の意向を確認しなければならないため、担当課と密に連携しながら所有者の意向を確認しながら今後検討していきます。
34	第3章 第11節	地-69 3 医療救護所の設置 避難所になる小中学校に今回新たに歯科医療が加わっていますが、歯科用の診療台の備蓄はどのようになっているのですか。	C	医療救護所での歯科医療は、応急の処置や治療だけでなく、トリアージも重要な役割であるため、各医療救護所へ新たに設置し、歯科も含めた災害時の医療活動の体制を整備をするものです。歯科医療に係る備蓄については、現在は保健福祉センターで保管しています。今後は、器具や医薬品の使用期限等を考慮して対応します。
35	第3章 第13節	地-72 1 ごみ処理 (3) 収集方法 追加してください。 災害時には、生活ごみ、災害廃棄物等は、通常の収集日ではなく、市が収集する日を指定します。	E	災害時のごみの処理については、秦野市災害廃棄物等処理計画に基づいて、処理する予定です。生活ごみについては、通常どおり、災害廃棄物については、市が指定する仮置き場に市民が自己搬入していただく予定です。詳細については、今後環境資源対策課にてマニュアルを作成し、運用していく予定です。 そのため、改訂案のままとします。
36	第3章 第14節	地-75 5 遺体の収容 追加してください。 やむを得ない場合には、避難所において遺体の一時受入れを行います。	E	遺体の収容所は、文化会館となっており、文化会館において警察等において遺体の調査・検視・検案を行うこととなっております。 そのため、避難所では原則遺体の収容を実施しないため、また、記載することで市民の混乱を招く恐れがあるため、計画には記載しません。
37	第3章 第15節	地-77、風-73 4 除去した障害物の集積場所 追加をお願いします。 集積した障害物は速やかに、災害廃棄物置き場に移動します。	A	意見のとおり修正
38	第3章 第17節	地-82 3 交通の禁止と制限 追加をお願いいたします。 (4) 災害時において盗難防止のために、道路管理者と協議のうえ、自治会の範囲内に限って、交通規制を実施できる。	E	災害応急対策に必要な緊急輸送道路を確保するため、必要があると認められるときに市は秦野警察署と連絡協議し、交通に危険であると認めた場合に交通の禁止と制限をかけるので、追加はいたしません。

39	第3章 第22節	地-96 9 ヘリコプター離着陸場適地等の選定 (1) ヘリコプター離着陸場適地一覧表の中に仮設住宅建設用の土地(なでしこ運動広場及びカルチャーパーク陸上競技場)が入っているようですが、どのように考えられていますか。	E	フェーズ(時系列)により、使用を考えております。災害時すぐに自衛隊が応援の際に使用し、その後、仮設住宅の建設を予定しております。引き続き、検討していきます。
40	第3章 第23節	地-99 4 自主防災会等の災害時の活動 (3) 救出救護活動の実施 「最寄りの医療機関へ搬送します。」を「最寄りの後方医療機関及び災害拠点病院へ搬送します。」に変更してください。	E	災害時には、医療救護所に負傷者等を搬送していただき、医療救護所でトリアージをしたうえで、後方医療機関及び災害拠点病院に搬送することとなっておりますので、変更は予定していません。
41	第3章 第23節	地-100 5 損害補償 追加をお願いします。 「自衛官(前記の者がその場にはいない場合に限る。)」を「自衛官(前記の者がその場にはいない場合に限る。)及び自治会長又は自主防災会長(前記の者がその場にはいない場合に限る。)が市民に・・・」	E	市長、警察官、自衛官においては、各法令に基づき対応することとなっております。自治会長又は自主防災会長については、法令の記載がないため、改訂案のままとします。
42	第3章 第25節	地-102 (2) 災害応急対策の実施 追加してください。 「被災住民のための自治会による防犯活動、ボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。」	B	(2) 災害応急対策の実施のキの項目の中に、「自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、」とあり、改訂案の中で既に意見の趣旨は反映されていると思われるので、改訂案のままとします。
43	第3章 第30節	地-113 4 災害ボランティアの受入れ 「はだの災害ボランティアネットワークと連携し、」を市内ボランティア団体連絡会・協議会と連携し、」に変更してください。	E	「はだの災害ボランティアネットワーク」は、本市の防災会議の構成員であり、また、ボランティアセンターを設置する主体である秦野市社会福祉協議会と災害時の協定を締結する準備を進めております。そのため、記載どおりとするものです。いただいたご意見を参考に、状況をみながら随時検討してまいります。
44	第4章 第6節	地-123、風-121 1 発行手続 (1) り災台帳の作成 追加してください。 「市は、災害後速やかに被害状況を調査し、」	A	意見のとおり修正
45	第6章 第1節	地-130 地震防災強化計画(東海地震に係る事前対策計画)が事実上発令できない状態に変わり、南海トラフ地震による情報が発令されるように変わった状況を反映されるように変更してください。	E	神奈川県に確認したところ、東海地震に係る情報は、国の中央防災会議の中でワーキンググループの中で協議しており、南海トラフ地震に関する情報の運用は始まっているが、東海地震に関する各取組みは、現状生きている状況のため、まだ地域防災計画からは削除しないようにとの意見があったため、改訂案のままとします。(今年度中に、国のワーキンググループで方向性が出て、国の中央防災会議で防災基本計画が修正された時点で、本市の防災計画も改訂する予定です。)
46	第1章 第3節	地-6 1 神奈川県地震被害想定調査 (3) 想定条件 想定外をできる限りなくすという近年の流れからすると、風速について、平均値の風速1.5m/sを採用するのは、見直していただきたい。 最大風速というのではなくても、最大風速の10年間の平均値ぐらいとしては。	B	地域防災計画の改訂に伴い、神奈川県にも照会したところ、同意見をいただいたため、神奈川県地震被害想定調査報告書(手法編)に記載されている「風速3.447m/s」に修正する予定です。

47	第3章 第4節	<p>地-50 本市は、周囲を山に囲まれており、河川も多くあります。道路や電車もトンネルや橋梁を必ず通ると思います。そのため、橋梁・トンネルが通行不可能となると、陸の孤島になることが想定されます。</p> <p>それらの被害状況や復旧の見通しは防災計画によると、管轄の平塚土木事務所から連絡を受けるようになっていますが、外部との交通で重要な路線は、外部機関からの連絡だけでなく、市独自に確認できる体制・手段を検討いただきたい。</p>	B	<p>災害時には、第3章災害応急対策第4節災害情報の収集及び被害報告計画の中で、「災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により警察署及びその他の防災関係機関と密接に連絡を取り、被害状況及び災害応急対策に係る必要な情報の収集に当たります。」とあり、災害時には、即座に情報収集することとなっています。</p>
48	第3章 第6節	<p>地-57 3 避難場所の指定 一時避難場所の説明文について一時避難場所の機能として、自分が避難するための安全な場所であるのと住民の共助として助けるための拠点となる2つの機能があります。</p> <p>防災計画書には、両方の内容が書いてあるのですが、1つの文章となっているため、わかりにくい印象を受けました。</p> <p>たとえば、下記の太字の部分を追加</p> <p>(1) 一時避難場所 災害による危険を避けるため、自らが一時的に避難する場所であり、かつ、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で防災活動を行う拠点になります。</p>	E	<p>現計画で御指摘いただいた内容は網羅されているため、改訂案のままとします。</p> <p>分かりにくいとの御指摘がありましたので、引き続き分かりやすい表記に努めます。</p>
49		<p>平成31年1月29日の防災会議はどこで開催されるのか。</p> <p>また、防災会議のメンバーはどのような方で構成されるのか。</p>	E	<p>防災会議は、本庁舎3階講堂及び3A会議室で実施する予定です。</p> <p>構成員は、市長をトップとし、東京神奈川森林管理署長等の国の指定地方行政機関、平塚土木事務所長、秦野警察署長等の県職員、神奈川病院長等の指定公共機関、小田急電鉄秦野駅長等の指定地方公共機関、自治会連合会長等のその他市長が認める者等の35名で構成されています。</p>
50		<p>(要望) 防災マップで、他市(宇土市)では航空写真を使用している自治体もあるが、自分の住んでいる場所がわかるようにそのように対応できないか。</p>	C	<p>更新のタイミングに合わせて、見やすいように作成するよう検討したいと思います。</p>
51		<p>(要望) 地域住民が自分の住んでいるところの危険な場所が分かるよう、みんなで作る防災マップをさらに周知して欲しい。</p>	C	<p>地域住民が地域の危険な場所を把握してもらうように「みんなで作る防災マップ」を自治会に投げかけ、自治会に作成を投げかけ作成を促しています。今年度、10数自治会作成している。今後、さらに進めていく予定です。</p>

52	第3章 第6節	流域雨量指数等の情報をどのように把握するのか。唐沢川の監視は大丈夫か。山居沢のワイヤーセンサーの情報伝達方法の強化が必要では。	C	流域指数等の基準を河川の状況を危険度ごとに色分けして分かるように気象庁がHPで公開しており、大雨、台風時には、河川の状況等を監視しています。ワイヤーセンサーの状況も監視カメラで常時監視しており、ワイヤーセンサーが切れた際には、防災行政無線が自動で放送されるよう平成28年度に接続する工事を実施しました。災害時の情報伝達方法については、引き続き検討していきます。
53	第3章 第6節	DV、多重債務者の項目をなぜ追加したのか。	E	避難所で生活を送る際には、自治会ごとに避難してもらうことになっており、従前のコミュニティが維持されます。また、避難所でのコミュニティも新たに形成され、人に知られたくない個人情報を適正に管理する必要があると思われるため、追加しました。勉強会の中でも、配慮は必要だが、個室に分けたりすると逆に目立ってしまい、個人情報が流出してしまう恐れがある等、対応については、非常に難しいが、引き続き十分検討して欲しいといった意見がありましたので検討してまいります。
54	第2章 第11節	障害を持った子供への対応はどのようなか。対応を強化した方が良いのでは。	C	避難行動要支援者名簿を年2回更新し、自治会に提供しており、平常時からの見守り活動を実施しています。名簿提供をする際には、名簿掲載への本人の意思確認を実施している。今後、自治会の組長にも情報提供を考えているため、今まで名簿に掲載されている方にも改めて意思確認をする等、より個人情報を重視し、対策を実施していきます。
55		災害対策本部は今年何回立ち上げたか。	E	災害対策本部を今年は設置していません。ただし、その前段階にある防災本部は、2回設置し、災害対応に当たりました。避難準備・高齢者等避難開始を発令し、公民館を自主避難所として開設し、約30名ほど避難された実績があります。
56	第3章 第3節	ツイッター等のSNSを積極的に利用しては。災害情報、避難情報、避難所開設等の情報をホームページ上で確認できるのか。	E	ホームページのトップページにて気象情報、緊急情報メールで配信した情報を確認できるとともに、ツイッターでの情報発信に努めています。伊勢原市で災害協定市である本年7月の豪雨を経験した岡山県総社市の市長がSNSを利用し、高校生のボランティアを募集したところ、約1,000人自主的に集まったといった事例もあるため、積極的に利用していきたいと考えています。
57	第3章 第6節	(要望) ペットと同行避難できるスペースの確保。(例えば、空いている工場、空家等の利用)	C	現状、避難所は、主に学校施設を利用することとなっているため、盲導犬、介助犬等を除いて、ペットは屋外の屋根がある等の場所に避難してもらうこととなっています。ただし、ペットを飼育されている方は、ペットを家族と考えている方が多いこと、また、国もペットの同行避難を推奨していることから、関係部局、関係機関等と調整し、前向きに検討していきます。

58	第3章 第30節	災害時のボランティアが怪我した際の補償はあるのか。	E	災害時に限らず、ボランティアに関しては、市民活動補償要綱の中で怪、病気等の際の補償をすることができるとなっており、また、消防団員等公務災害補償条例の中で、災害時、災害対策基本法の適用になった場合には、応急措置した方への補償もできるとなっているため、関係各課と調整し、状況に合わせ補償を適用していきます。
59		雪害対策は進めているのか。平成25年度の大雪時には、県道の対応が早かった。また、除雪機の配備は、しているのか。	E	雪害対応マニュアルを作成し、関係機関、関係各課等と情報共有しながら対応する体制を構築しています。市道への対応については、建設部が中心となり、秦野建設業協会等と連携しながら道路の除雪等を実施することとなっています。除雪機については、防災課でミニローダー1台（野球場倉庫）、教育総務課（北小備蓄倉庫）及び建設部（渋沢駅）でそれぞれ1台ずつ、計3台配備しています。
60	第3章 第16節	雪害時にスタッドレスタイヤに変更するか等、災害時の公用車の利用はどのようにするのか。	E	資産経営課に確認し、公用車137台中、28台（防災課所有2台を含む。）はスタッドレスタイヤを着用予定です。地震災害時には、資産経営課の管理のもと、緊急通行車両として、災害対応に車両を使用することとなっています。
61		ドローンで物資を運ぶことは検討しているのか。	C	現在、防災課でドローンを3台所有（2台は、秦野ライオンズクラブからの寄贈）しているが、物資を運ぶ機能は付いておらず、主に災害現場の情報収集を想定しています。ドローンを操縦するために職員を4名要請しています。（平成30年度）将来的には、孤立地区に食料、水、医療機材等を運ぶことも想定しているが、本体価格自体が高額のため、財政部局と調整をし、検討していきます。
62	第3章 第11節	災害時の人工透析患者の取扱いは。	C	県保健所で主催の湘南西部地域医療対策会議の中で、保健所、伊勢原市、透析患者を抱えている病院などと連携し、対策について協議しています。結論は出ないため、引き続き、関係機関と調整していきます。

63	第3章 第11節	<p>医療助産計画 災害時にどこの病院に行けばよいのか。市内の医療救護所とはどういった位置付けなのか。 また、地震災害、風水害どちらにも共通の内容として、医療救護に関して、薬局、薬剤師との協力支援も記載されるとより救護の安心につながるのではないか。</p>	C	<p>地震災害時には、第一次避難所として市内の小学校13校、中学校9校及びカルチャーパーク総合体育館の23か所が避難所となる。避難所に避難した場合に、小・中学校には、保健室があるが保健室内の医療器具でしか対応はできず、そのため、市内に5か所医療救護所を設置し、医師、本市の保健師等を班編成し、派遣することとなる、そこで、トリアージを実施し、中・重傷者は、後方医療機関、災害拠点病院等に搬送することとなるが、詳細については、今回の改訂で新たに加える県の保健所を中心として開催している湘南西部地域災害対策会議の中で広域医療を含め、検討しています。 薬剤師協会とは、応援協定に基づき、災害時の薬剤の提供を受ける等の協力体制を構築しています。 地域防災計画への記載については、検討していきます。</p>
64	第4章 第6節	<p>り災証明の発行 り災証明の発行に絡み、平成27年度に導入した被災者支援システムの活用は、どのようになっているのか。システムの活用ができなくなっているとのことであるが、見直しをつけて位置づけられないか。</p>	C	<p>平成28年度に被災者支援システムを使用した訓練を本町小学校でモデル的に実施したが、その後、国からのネットワークの分離により、個人情報扱うネットワークが学校関係では使用できなくなってしまった。情報システム部門と連携を取り、使用できるよう調整中である。 避難所へ入るための受付をスムーズにするためにも、システムの運用は必要と思われるため、なるべく早く運用できるよう調整したい。 今年度実施予定の避難所運営訓練においても、システムは使用しないが、避難所の受付に重点を置いて、訓練を実施する予定である。</p>
65	第3章 第10節	<p>応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕 なでしこ運動広場が現在、応急仮設住宅の建設予定地となっているが、上下水道局の自治体を含め他機関からの応援本部としての利用を検討しているため、調整しているとのことだが、仮設住宅の建設予定地の代替地を含む活用の見直しはあるのか。</p>	E	<p>応急仮設住宅の建設予定地としては、第一次建設予定地として、なでしこ運動広場、末広自由広場、第二次建設予定地として、カルチャーパークピクニック広場、南が丘公園多目的広場、第三次建設予定地として、カルチャーパーク陸上競技場・野球場、その他の公共用地等となっており、現状なでしこ運動広場が外れる予定はなく、現在上下水道局と運用について調整中である。ただし、災害救助法を適用する場合には、応急仮設住宅の着工は20日以内に始めなければならないとされており、応急仮設住宅の建設着工まで上下水道局の応援本部として使用するといった形にする等、引き続き調整していく。</p>
66		<p>(要望) 防災マップが見にくいといった市民の声をいただいているので、見やすいよう修正をして欲しい。</p>	E	<p>土砂災害警戒区域の急傾斜地について、神奈川県が平成31年度及び平成32年度に調査をし、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定する予定であること、また、神奈川県が浸水想定区域を見直しをしたことに伴い、洪水ハザードマップを修正しなければならないため、マップの修正を実施する必要があるため、修正する際に見やすくなるよう検討する。</p>

67	第2章 第4節	(要望) 消防団団車庫が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)がかかっているところがあるので、優先的に対応していただきたい。特に、菖蒲にある消防団の団車庫(第7分団2部)は、第7分団の本部機能を有しているので対応していただきたい。	C	消防団の団車庫を管理している消防本部消防総務課に情報提供し、確認したところ、耐震化等の建替え計画に基づき、順次建替え等を実施しているとのことです。 危険な場所にある施設については、優先的に対応する等、担当部局とも調整を取りながら対応していきたいと思えます。
68	第2章 第4節	避難確保計画を作成しない事業者を公表するとのことだが、公表するまでの期間はあるのか。	E	法令上、特に機関の定めはありません。 事業者への説明を十分に行い、公表することがないよう対応を図りたいと思えます。
69	第3章 第10節	応急仮設住宅の建設に絡み、前回改訂した際(平成28年度)には、湘央建設組合をはじめとする3団体での協定は締結していませんでしたが、応急修理の計画及び組合との調整は、ぜひ活用してはどうか。	C	応急仮設住宅の建設については、建築住宅課が第一次建設予定地については、神奈川県と調整しており、具体的な施工業者を県の建設業協会との協定に基づき、県が決定することとなっているので、施工業者を地元業者の活用することができるか等、県の担当部局に打診していきます。 応急修理の計画及び組合との調整はまだ実施できておりませんので、災害時にぜひご協力いただきたいと思えますが、災害救助法が適用になる場合、自宅の応急修繕を実施すると仮設住宅に入れなくなるという場合がありますので、周知も含めて検討していきます。
70	第3章 第13節	防災協力農地について、9月の一般質問では、災害時すぐ活用されるような答弁だったかと思うが、活用方法はどのようになっているのか。	E	防災協力農地については、農協との協定に基づき、協力いただける方の農地に災害時の復旧用資材置場及び住宅等の倒壊による瓦礫の置場として利用させていただくので、所有者の意向を確認した中で使用させていただき、使用が終了してからは、原状回復してお返しすることとなっていますので、災害時すぐに活用することは難しいと思えます。
71	第3章 第6節	観光客をはじめとする帰宅困難者対策は。	E	観光客に特化した帰宅困難者対策は進めていませんが、災害時の帰宅困難者については、駅周辺の宿泊施設、企業等にお話をさせていただき、帰宅困難者の一時退避施設としてお借りするよう依頼しており、災害時の施設使用に関する協定を締結し、協力体制を構築していく予定です。
72	第4章 第6節	り災証明の発行について、地域防災計画には反映されていないがどのようにになっているのか。	E	秦野市業務継続計画(BCP)及び秦野市職員行動マニュアルに位置付けているため、地域防災計画には発行業務については記載しておりません。 具体的な発行を担当する部署等までの取り決めが現段階では決定しておらず、各計画及びマニュアルに記載がないため、関係部局と調整する予定です。
73	第4章 第6節	家屋の被害の判定は市の職員が実施するのか。過去の災害では、被害認定調査の結果が変更となった事例があったそうだが、どのように実施されるのか。	E	原則、市の職員が実施します。 災害時、被災者は、家屋の被害認定調査の結果を受け、市が発行するり災証明に基づき、各支援を受けていただくこととなります。そのため、家屋の被害認定の調査結果が非常に重要となりますが、市の職員だけで被害調査を実施すること(市内に一般住宅で約69,000棟。)は、人員が不足し、短期間で調査を終了させることは難しいと思われれます。 そのため、各自治体から職員の派遣をしてもらうといった応援体制の充実を図ること、昨年9月に県が協定締結した神奈川県土地家屋士調査士会と連携し、対応すること等を考えています。 家屋の被害認定調査は、一次調査を外観の目視により実施し、その判定に不服がある方が申請し、内観を含めた二次調査を実施することとなっています。

74	第1章 第3節	職員の参集について、地-7に被害想定があるが、職員の参集率（見込み数）を把握しているか。また、被害想定の中に職員参集数を入れる方が良いのでは。災害協定の中で、在住市町に参集するといった協定があったかと思うが現在どのようになっているのか。	C	職員の参集状況は、実際に災害が発生し、被害の状況によるので把握はしていませんが、全職員が参集できることは想定されにくいいため、約6割の職員が参集できると想定し、災害対策の準備を進めていきたいと考えている。 そのため、被害想定の中に職員参集数を入れることで混乱をきたす恐れがあるため、職員参集数を入れ込むことは想定していない。 職員参集数については、今後、業務継続計画（BCP）を見直ししていく中で、不足が見込まれる業務については、被災経験又は被災地支援を実施したことのある他自治体の職員に応援を要請し、応援を受け入れる受援体制の整備に努めていきたいと考えている。 在住市町に参集する災害協定については、平成8年に厚木市、伊勢原市、愛川町及び清川村と本市で締結し、平成24年度頃までは互いに在住職員情報の交換をし、各避難所へ割当て等を実施していたが、個人情報管理が厳しくなったことに伴い、近年では情報交換を実施していない。今後は、各自治体と調整し、互いに連携を図る等検討していきたい。
75	第3章 第6節	（要望）避難所環境整備として防災備蓄倉庫に配備する物品については、計画等を作成し、実施していると思うが、備蓄物品、計画等を資料編において提示して欲しい。	E	避難所環境整備として防災備蓄倉庫への備蓄物品の配備計画については、食料、水等整備計画を作成している。防災備蓄物品の一覧と併せて、資料編に掲載するよう検討する。
76	第4章 第6節	り災証明の発行について、熊本地震等では、再調査の依頼等が多かったとの報道等があったがどのような理由か。また、昨年県が県の土地家屋調査士会と災害時の応援協定を締結したことに伴い、本市も積極的に土地家屋調査士会と取組みを進めて欲しいと要望したが、その後どのような状況か。	E	災害時、被災者は、家屋の被害認定調査の結果を受け、市が発行するり災証明に基づき、各支援を受けていただくこととなるため、家屋の被害認定調査が非常に重要となります。 家屋の被害認定調査は、一次調査を外観の目視により実施し、その判定に不服がある方が申請し、内観を含めた二次調査を実施することとなっています。 各支援を受けるには、被害認定の結果により被害を受けたという判定の方が支援を受けることができるため、一次調査の結果に不満を持ち、二次調査を希望される方が多かったことが原因と考えられます。 土地家屋調査士会との連携については、12月18日に本市を管轄している神奈川県湘南第二支部の支部長等と打合せを実施し、今後、伊勢原市といった同支部の管轄自治体と合同で広域的に勉強会、訓練等を実施していきたいと共通認識ができたところです。

77		<p>(要望) 県が平成27年3月に被害想定を見直し、本市としては、首都直下地震(都心南部直下地震)が最大の被害を受けると報告されているが、南海トラフ地震についても強化指定地域に指定されている。平成27年度に被害想定が報告されてから年月が経過しているため、最新の状況はどのようになっているのか、最新の情報に更新して提供して欲しい。</p> <p>また、自衛隊、警察との連携はできているのか。</p> <p>その他、大阪北部地震を受け、公共施設のブロック塀の対策、崖崩れ等の急傾斜地の対策について、個別に報告を受けているが、災害時に議員は、常に地域に入り、活動をしていく必要があるため、各データをとりまとめた最新の情報をいただきたい。</p> <p>今後、議長会において防災について提言し、広域連携を図っていきたい。</p>	E	<p>被害想定についての最新の情報への更新について、神奈川県に確認したところ、平成27年度に公表した被害想定結果は、東日本大震災を受け最新の知見を取入れて実施したとのこと。県では地震防災戦略というものを平成28年度から平成36年度まで作成しており、次の被害想定への更新は現時点では未定であり、各災害において最新の知見ができた場合、又は平成36年度の地震防災戦略終了までに作成することとなると思われるとのことでした。</p> <p>また、自衛隊とは毎年総合防災訓練に参加いただいていること、風水害時には警報等が発令されると自衛隊の方から確認の連絡をいただく場合もあること、警察においては、風水害、雪害時等に、対策会議といった場にも参加いただき、密に連携が取れている状況です。</p> <p>ブロック塀の対策については、年度内には改修が終了すること、崖崩れ等の防止にかかる急傾斜地の法指定に伴う工事については、10数か所実施しております。これらの関係するデータをとりまとめるよう検討していきます。</p>
78		<p>(要望) 隣近所の関係性が希薄になっていることに伴い、自治会の加入率の低下が問題になっている。長野県北部地震の際、死者がひとりも出ず、「白馬村の奇跡」と呼ばれたことは記憶に新しいが、白馬村で調査をしたところ、消防団がどこに誰が住んでいるか全て把握している程、地域の連携が密になっていること、村営の入浴施設があり、同施設でダンス、卓球、食事等ができるといったコミュニケーションが取れるような体制になっていること、また、村内の飲食店とも連携ができており、高齢者等にはデリバリーをすすめる体制になっているなど、地域住民の連携が円滑になっていることが要因と思われる。</p> <p>本市においては、貸家が多く、そういった方は自治会に加入していないため、関係性が希薄になり、隣に住んでいる人が自治会長であっても把握できていない状況もあり、防災訓練等の地域の活動にも出てこないため、自治会に加入しなくても良いと考える人が多く、自治会の加入率が下がるといった悪循環に陥っているため、地域防災力の強化にも影響してくるので対策を検討して欲しい。</p>	E	<p>自治会の加入率の低下については、地域防災力の低下に伴う共助の弱体化が懸念されるため、防災課としても、大きな課題として考えており、自治会未加入者からの避難場所の相談等をされた場合には、避難所では自治会ごとに避難してもらっている状況を説明し、自治会加入を促しております。</p> <p>引き続き、共助の強化といった観点から自治会加入促進ができるような対策を検討していきます。</p>
79		<p>民生委員について、峠地区では、自治会3つを1人の民生委員が見ている状況であるため、災害時に現実的ではないので検討して欲しい。</p>	E	<p>民生委員児童委員の所管である地域福祉課に確認したところ、民生委員児童委員の区域、人数等については、民生委員法、地域の要望等の状況に応じて設定しているようです。</p>

### 風水害等災害対策計画

意見整理番号	改正計画 該当箇所	意見の趣旨	反映区分	市の考え方等
1	第3章 第3節	<p>土壌雨量指数に関して、新東名建設に伴い道路排水等、排水が集中し、今まで起きていなかったところに冠水が発生したりしないよう注意し、県等の関係機関に確認して欲しい。また、完成後もその点に留意して欲しい。</p>	C	<p>本市建設総務課、道路整備課及び国県事業推進課に確認したところ、通常の開発行為等と同様に、中日本高速道路に排水計画等を提出してもらい、排水について協議しているとのこと。また、完成後に高速道路ができたとのに伴い、道路冠水が生じる箇所が生じた場合には、中日本が責任をもって対応するといったことも含めて、協議しているとのこと。</p> <p>関係部局と密に連携を取り、引き続き事業者と調整していく予定です。</p>

2	第3章 第3節	(要望) 新東名建設に伴い、堀山下付近に現在建設中の調整池にも防災的機能を持たせて欲しい。	E	上記意見と同様、関係部局が中日本高速道路と調整しております。 原則、調整池は大雨時の一時的に水量を留めておく機能を有しておりますので、大雨時には防災的機能も果たすことが予想されます。
3	第3章 第3節	土壌雨量指数のどの程度の量で地滑り等が起こるのか、基準はあるのか。	E	基準は、特にありません。 ただし、県が土砂災害情報ポータルといったサイトの中で、今後の雨の予測、土壌雨量指数等を考慮したスネークラインといったものを示しており、大雨時には、その情報を随時把握し、避難情報発令時の基準として活用しております。